

特定非営利活動法人 人と猫のひだまり 定款

第1章 総則

（名称）

第1条

この法人は、特定非営利活動法人 人と猫のひだまりという。

（事務所）

第2条

この法人は、主たる事務所を和歌山県有田市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条

この法人は、認知症高齢者、その家族及び地域住民に対して、認知症カフェの運営、相談支援、介護予防、健康づくり、地域交流及び居場所づくりに関する事業を行うことにより、高齢者及びその家族が安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。また、保護猫をはじめとする動物の保護、適正飼養の普及啓発、地域猫活動及び譲渡支援等の動物愛護活動を行うことにより、人と動物が共生し、生命を尊重する地域社会の実現に寄与することを目的とする。さらに、行政、医療機関、福祉関係団体、教育機関、企業その他関係機関及び地域住民と連携し、地域課題の解決及び地域福祉の増進を図り、誰もが安心して暮らすことのできる持続可能な地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条

この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第5条

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 認知症カフェの運営及び地域交流拠点事業
 - ② 高齢者及びその家族に対する相談支援事業
 - ③ 介護予防及び健康増進に関する事業
 - ④ 地域住民の交流促進及び居場所づくり事業
 - ⑤ 地域猫活動及び動物愛護事業
 - ⑥ 保護動物の保護、飼養管理及び譲渡に関する事業
 - ⑦ 動物愛護及び福祉に関する普及啓発事業
 - ⑧ ボランティアの育成及び活動支援事業
 - ⑨ 地域福祉及び動物愛護に関する調査研究、情報提供、研修会及び講演会等の開催事業

- ⑩ 行政、医療機関、福祉関係団体、教育機関、企業その他関係機関との連携及び協働に関する事業
- ⑪ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条

会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち 1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

(選任等)

第 13 条

理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条

役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条

理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条

役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条

この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条

総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条

総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条

通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条

総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条

総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条

総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされる日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条

理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条

理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の特恵に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条

この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 江川 美奈江

副理事長 北山 純

理事 辻 友美

監事 上山 寿示

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2028 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

個人 年会費 3,000 円(1 口以上)

団体・法人 年会費 10,000 円(1 口以上)

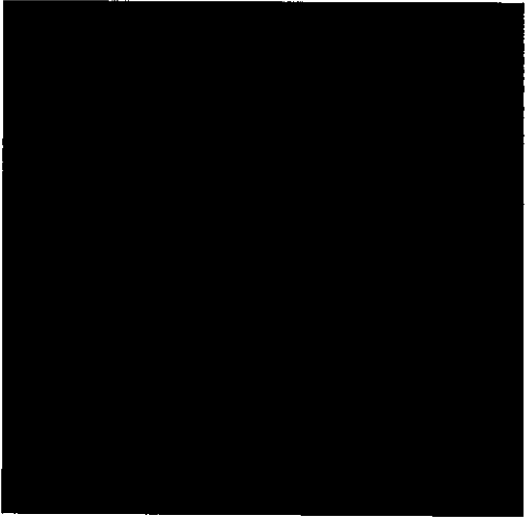
(2) 賛助会員

個人 年会費 3,000 円(1 口以上)

団体・法人 年会費 10,000 円(1 口以上)

役員名簿

特定非営利活動法人 人と猫のひだまり

役職名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
代表理事	エカワ ミナエ 江川 美奈江		無
副理事長	キタヤマ キヨシ 北山 純		無
理事	ツジ ユミ 辻 友美		無
監事	ウエヤマ ヒサシ 上山 寿示		無

（注意事項）

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、県条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

我が国においては高齢化が急速に進行し、認知症高齢者及びその家族の孤立や不安が大きな社会課題となっている。また、地域コミュニティの希薄化により、高齢者のみならず地域住民同士のつながりが弱まっている現状がある。

このような背景のもと、認知症高齢者やその家族が安心して集い、交流し、相談できる「認知症カフェ」の必要性が高まっている。認知症カフェは、専門職による支援だけでなく、地域住民同士の支え合いを促進し、孤立防止や介護予防に寄与する重要な場である。

また近年、動物愛護の観点から、地域猫活動や保護動物の適正な管理、譲渡活動の推進も重要な社会課題となっている。動物と人が共生する社会の実現は、地域の安心・安全な環境づくりにもつながる。

本法人は、認知症カフェの運営を中心とした高齢者福祉活動と、動物愛護活動を両輪として展開することで、地域住民の心身の健康増進、孤立防止、地域コミュニティの再生を図ることを目的として設立するものである。

等

2 申請に至るまでの経過

設立発起人は、地域における高齢者の孤立や認知症に関する課題、また地域猫問題や動物愛護の必要性を認識し、これらの課題解決に向けた活動の必要性を感じてきた。

地域住民や関係者と意見交換を重ねる中で、継続的かつ組織的な活動を行うためには法人格の取得が不可欠であるとの結論に至り、本法人の設立を決意した。

等

令和8年5月18日

特定非営利活動法人 人と猫のひだまり
設立代表者 住所又は居所 XXXXXXXXXX
氏名 江川 美奈江

令和 8 年度事業計画書

(設立の日から令和 9 年 3 月 31 日まで)

特定非営利活動法人 人と猫のひだまり

1 事業実施の方針

本法人は、これまで任意団体として実施してきた認知症カフェ、地域福祉活動及び動物愛護活動を基盤として、法人格を取得し、活動の継続性及び社会的信用の向上を図る。

設立初年度は、法人運営体制の整備を行うとともに、認知症カフェを中心とした地域福祉活動及び地域猫・保護猫活動を開始し、地域における公益活動の基盤づくりを行う。

また、行政、医療機関、介護事業所、社会福祉協議会、地域団体及び企業等との連携体制を構築し、今後の事業拡大につなげる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名(定款記載)	具体的な事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
認知症カフェの運営及び地域交流拠点事業	認知症カフェ、交流会、相談会	月 2 回	有田市及び有田郡内	8 人	認知症高齢者、その家族、地域住民 約 150 人	500
高齢者及びその家族に対する相談支援事業	介護・福祉・生活相談	随時	有田市及び有田郡内	4 人	約 50 人	150
介護予防及び健康増進に関する事業	健康体操、認知症予防講座	年 3 回	有田市及び有田郡内	5 人	約 60 人	80
地域住民の交流促進及び	地域交流	年 2	有田市	6 人	約 100 人	80

事業名(定款記載)	具体的な事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
居場所づくり事業	イベント	回	及び有田郡内			
地域猫活動及び動物愛護事業	地域猫活動、TNR支援	随時	有田市及び有田郡内	6人	地域住民 約150人	250
保護動物の保護、飼養管理及び譲渡に関する事業	保護猫の飼養、譲渡会	随時	有田市及び有田郡内	6人	約50人	250
動物愛護及び福祉に関する普及啓発事業	啓発活動、情報発信	年2回	有田市及び有田郡内	4人	約150人	50
ボランティアの育成及び活動支援事業	ボランティア研修	年2回	有田市及び有田郡内	4人	約20人	50
地域福祉及び動物愛護に関する調査研究、情報提供、研修会及び講演会等の開催事業	調査研究・研修	随時	有田市及び有田郡内	3人	関係者	0(各事業費に含む)
行政、医療機関、福祉関係団体、教育機関、企業その他関係機関との連携及び協働に関する事業	関係機関との連携会議等	随時	有田市及び有田郡内	3人	関係機関	0(各事業費に含む)

令和 9 年度事業計画書

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 人と猫のひだまり

1 事業実施の方針

本法人は、これまで任意団体として実施してきた認知症カフェ、地域福祉活動及び動物愛護活動の実績を基盤として、法人格を取得することにより活動の継続性及び社会的信用の向上を図り、地域における公益活動をより一層充実させることを目的とする。

認知症高齢者、その家族及び地域住民が安心して交流できる居場所づくりを推進するとともに、介護予防、相談支援、地域交流活動を実施する。

また、地域猫活動及び保護猫活動を推進し、人と動物が共生できる地域社会の実現を目指す。

さらに、行政、医療機関、介護事業所、社会福祉協議会、教育機関、地域団体及び企業等と連携し、地域課題の解決及び地域共生社会の実現に向けた活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名(定款記載)	具体的な事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
認知症カフェの運営及び地域交流拠点事業	認知症カフェの開催、交流会、相談会、レクリエーション	毎月 2 回(年間 24 回)	有田市及び有田郡内	8 人	認知症高齢者、その家族、地域住民 約 300 人	900
高齢者及びその家族に対する相談支援事業	介護・福祉・生活相談、関係機関への連携支援	随時	有田市及び有田郡内	4 人	高齢者及び家族 約 100 人	300

事業名(定款記載)	具体的な事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
介護予防及び健康増進に関する事業	健康体操、認知症予防講座、健康教室	年 6 回	有田市及び有田郡内	5 人	高齢者 約 120 人	150
地域住民の交流促進及び居場所づくり事業	世代間交流イベント、地域交流会	年 4 回	有田市及び有田郡内	8 人	地域住民 約 200 人	150
地域猫活動及び動物愛護事業	地域猫活動、TNR 活動支援、適正飼養啓発	随時	有田市及び有田郡内	6 人	地域住民 約 300 人	400
保護動物の保護、飼養管理及び譲渡に関する事業	保護猫の飼養、譲渡会開催、譲渡相談	随時	有田市及び有田郡内	6 人	保護希望者等 約 100 人	400
動物愛護及び福祉に関する普及啓発事業	講演会、啓発活動、SNS 等による情報発信	年 4 回	有田市及び有田郡内	5 人	地域住民 約 300 人	100
ボランティアの育成及び活動支援事業	ボランティア研修会、活動支援	年 4 回	有田市及び有田郡内	4 人	ボランティア 約 30 人	100
地域福祉及び動物愛護に関する調査研究、情報提供、研修会及び講演会等の開催事業	地域課題の調査、研修会への参加及び開催	随時	有田市及び有田郡内	4 人	関係団体等 約 100 人	0(各事業費に含む)

事業名(定款記載)	具体的な事業 内容	実施予 定日時	実施 予定 場所	従事 者予 定人 数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
行政、医療機関、福祉 関係団体、教育機関、 企業その他関係機関と の連携及び協働に関す る事業	関係機関との 情報交換、連 携会議、共同 事業	随時	有田 市及 び有 田郡 内	4 人	関係機関	0(各事 業費に 含む)

令和8年度 活動予算書
 法人成立の日から令和9年3月31日まで
 特定非営利活動法人 人と猫のひだまり
 （単位：円）

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
会費収入	110,000	110,000	
2. 受取寄附金			
寄付金	1,000,000	1,000,000	
3. 受取助成金等			
	0	0	
4. 事業収益			
事業収入	300,000	300,000	
5. その他収益			
	0	0	
経常収益計			1,410,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
事業費	1,410,000		
その他			
その他経費計	1,410,000		
事業費計		1,410,000	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			1,410,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

令和9年度 活動予算書
 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
 特定非営利活動法人 人と猫のひだまり
 （単位：円）

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
会費収入	200,000	200,000	
2. 受取寄附金			
寄付金	2,000,000	2,000,000	
3. 受取助成金等			
	0	0	
4. 事業収益			
事業収入	300,000	300,000	
5. その他収益			
	0	0	
経常収益計			2,500,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
事業費	2,500,000		
その他			
その他経費計	2,500,000		
事業費計		2,500,000	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			2,500,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0